

平成 18 年 11 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 鉄人化計画
代表者名 代表取締役社長 日野 洋一
(コード番号 2404 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役管理本部長 浦野 敏男
(電 話 03 - 5773 - 9184)

定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 11 月 10 日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成 18 年 11 月 28 日開催予定の第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 公告方法について、効果的かつ効率的な情報開示方法である電子公告制度を導入することとし、現行定款第 4 条を変更するものであります。

なお、事故その他やむを得ない場合は、日本経済新聞にて掲載して行うものいたします。

(2) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)、会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)および会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)(以下「会社法等」という。)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第 214 条の規定により、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条を新設するものであります。

株主総会招集地の制限が廃止されましたので、現行定款第 10 条第 2 項を削除するものであります。

株主総会に出席できる代理人の員数を明確にするため、現行定款第 13 条に所要の変更を行うものであります。

会社法施行規則第 94 条第 1 項等の規定により、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、第 13 条を新設するものであります。

当社事業年度末資本金が 5 億円を超え、会社法第 2 条第六号イに定める大会社と

なるため監査役会と会計監査人を設置することになりましたので、会社法第 326 条第 2 項の規定ならびに会社法第 328 条第 1 項の規定により第 30 条および第 41 条を設置するものであります。

会社法第 370 条の規定により、必要が生じた場合に書面または電磁的記録により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 25 条を新設するものであります。

会社法第 390 条第 3 項の規定により、第 34 条を新設するものであります。

会社法第 392 条第 1 項、第 2 項の規定により、第 35 条を新設するものであります。

会社法第 393 条第 1 項の規定により、第 36 条を新設するものであります。

会社法第 393 条第 2 項および第 3 項の規定により、第 37 条を新設するものであります。

監査役会を設置したことにより、第 38 条を新設するものであります。

会社法第 426 条第 1 項および会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、社外監査役の職務の遂行に伴い発生した損害賠償責任につき、善意で重大な過失がない場合、その責任を法令で定める限度額とする契約を締結することができるようになったことに伴い、社外監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし成果を得るようにするために有益であると判断し、第 40 条第 2 項を規定するものであります。

旧商法上の用語を会社法上の用語に変更するなど、会社法等の施行に合わせた所要の変更を行うものであります。

(3) その他全般にわたり、字句の修正、条数の変更および構成の整備等を行うものであります。

2 . 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 11 月 28 日 (火曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 11 月 28 日 (火曜日)

以 上

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>カラオケルームの直営店経営及びカラオケルームの運営受託並びにフランチャイズ・チェーンシステムによる事業</u>2. <u>遊技場(ゲームセンター及びビリヤード場並びにその他の遊技施設により客に遊技させる営業)の経営</u>5. <u>1号から3号の遊技場及び店舗の建築及び内装の設計・施工・管理</u>6. <u>1号から3号の遊技場及び店舗の市場調査並びに経営に関するコンサルタント業</u>7. <u>カラオケ機器集中管理システム並びにカラオケ機器及び周辺機器のリース及び販売</u>8. <u>不動産の売買、仲介、管理及び有効利用に関するコンサルタント業務</u>9. <u>生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理店業務</u>10. <u>飲食店用管理システム機器並びにPOSシステムのリース及び販売</u>11. <u>コンピューターソフトウェアの販売及び使用許諾</u>12. <u>パソコン並びにモバイルによるインターネットを利用した情報提供サービス業、通信販売業、情報提供の仲介業、広告業、音楽ソフト並びにデジタルコンテンツ等の製作、販売、保守、管理</u>13. <u>古物営業法に基づく、前各号に関連する中古機器並びに古物の買受、売却、交換、交換の委託請負、保守、管理</u>	<p>第1章 総 則 (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>カラオケルームの直営店経営およびカラオケルームの運営受託ならびにフランチャイズ・チェーンシステムによる事業</u>2. <u>遊技場(ゲームセンターおよびビリヤード場ならびにその他の遊技施設により客に遊技させる営業)の経営</u>5. <u>1号から3号の遊技場および店舗の建築および内装の設計・施工・管理</u>6. <u>1号から3号の遊技場および店舗の市場調査ならびに経営に関するコンサルタント業</u>7. <u>カラオケ機器集中管理システムならびにカラオケ機器および周辺機器のリースおよび販売</u>8. <u>不動産の売買、仲介、管理および有効利用に関するコンサルタント業務</u>9. <u>生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理店業務</u>10. <u>飲食店用管理システム機器ならびにPOSシステムのリースおよび販売</u>11. <u>コンピューターソフトウェアの販売および使用許諾</u>12. <u>パソコンならびにモバイルによるインターネットを利用した情報提供サービス業、通信販売業、情報提供の仲介業、広告業、音楽ソフトならびにデジタルコンテンツ等の製作、販売、保守、管理</u>13. <u>古物営業法に基づく、前各号に関連する中古機器ならびに古物の買受、売却、交換、交換の委託請負、保守、管理</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u> (新 設)</p> <p>第2章 株式及び端株 (会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当会社が発行する株式の総数は、 118,560株とする。 (自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u> (新 設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者及び端株主とすることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。</u></p> <p>2 やむを得ない事由により、<u>電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当会社の発行可能株式総数は、 118,560株とする。 (自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は株式に係る株券を発行する。 (第10条へ移設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び<u>端株原簿並びに株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の<u>名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録簿への記載又は記録、端株原簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務</u>は<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類及び株式の<u>名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録簿への記載又は記録、端株原簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料</u>については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(第7条から移設)</p>	<p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当会社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第10条 定時株主総会は毎営業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>2 株主総会は、本店所在地又はこれに隣接する地もしくは東京都中央区において招集することができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(第15条へ移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(第12条より移設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、<u>議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (新設)</p> <p>第15条 (条文省略) (取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第17条 <u>当会社は取締役会を置く。</u></p> <p>第18条 (現行どおり) (取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によつて選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする</u>。</p> <p>2 増員により、<u>又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする</u>。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 当社は、<u>取締役会の決議により、代表取締役を定める</u>。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、<u>取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する</u>。</p> <p>3 取締役会は、その決議により、<u>取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる</u>。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる</u>。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる</u>。</p>	<p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする</u>。</p> <p>2 増員により、<u>または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする</u>。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、<u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する</u>。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、<u>会社の業務を執行する</u>。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる</u>。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる</u>。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。 (新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、<u>取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、その社外取締役が商法第266条第1項第5号の行為により会社に損害を加えた場合において、職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める額と法令の定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役 (新設)</p> <p>第26条 (条文省略) (監査役の選任)</p> <p>第27条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 当社は<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>第31条 (現行どおり) (監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第29条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 当社は、社外監査役との間で、</p>
<p>(新 設)</p>	<p>会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定めた額とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の設置)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第41条 当社は会計監査人を置く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の選任)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
	<p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 計 算 (営業年度)</p> <p>第31条 当会社の営業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 当会社の利益配当金は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、これを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当会社は、取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u>(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第34条 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第45条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第46条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当</u>(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>(以下「中間配当金」という。)を<u>することができる。</u></p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第48条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>